

APHW 目的と事業詳細（2021 年定款改正後）

目的及び事業（変更後）

1. この法人は、開発途上国における衛生基準や生活水準を満たしていない子どもたちを対象として、手洗い推進活動を軸とする衛生教育および衛生資機材供給支援、児童文化交流活動、社会的マイノリティの社会参加支援活動、およびこれら3事業に関連する諸事業を柱とし、将来の世界を担って立つ子どもたちの健全な生育環境の改善により、子どもたちの持つ多様性と可能性の開花を促進し、人類の明るい未来の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

2. この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 環境の保全を図る活動
 - (3) 国際協力の活動
 - (4) 子どもの健全育成を図る活動

（事業の種類）

3. この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
 - (1) 衛生に関する生活環境の改善支援事業（ベトナム手洗い場、各国の石鹸配布など）
 - (2) 衛生面に関する生活環境の調査研究事業（アンケート調査など）
 - (3) 生活環境改善教育事業（就学支援、技術訓練支援、書籍寄贈（BIBLO プロジェクト）、紙芝居などの手洗い促進、マスク寄付、さわり関係など）
 - (4) 国際協力事業（絵画展、子供国際交流イベント、民話交流など）
 - (5) 生活環境改善教育および国際協力に関する普及啓発事業（会報、謝礼、バザー、イベント）など
 - (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業（保管金 etc）

Objectives and Projects (after change)

Article 1 The purpose of this organization is to provide hygiene education and support for the supply of hygiene materials and equipment to children in developing countries who do not meet hygiene standards and living standards, with a focus on hand-washing promotion activities, children's cultural exchange activities, activities to support the social participation of social minorities, and other activities related to these three projects. The purpose of this project is to contribute to the realization of a bright future for humankind by promoting the blossoming of children's diversity and potential through the improvement of a sound growth environment for children who will be the future leaders of the world.

This association shall undertake the following specified non-profit activities in order to achieve the above purpose:

- (1) Activities to promote the improvement of health, healthcare and welfare
- (2) Activities to promote environmental preservation
- (3) International cooperation activities
- (4) Activities to promote the sound development of children

This association shall undertake the following projects in order to achieve the above purpose.

1. Projects related to specified non-profit activities
 - (1) Projects to support the improvement of living environment related to hygiene
 - (2) Projects to investigate and research living environment related to hygiene
 - (3) Living environment improvement education projects
 - (4) International cooperation projects
 - (5) Projects to disseminate and raise awareness regarding living environment improvement education and international cooperation
 - (6) Any other operations necessary to achieve the objectives of this association

Objectifs et activités (après changement)

Article 1 L'objectif de l'organisation est de dispenser une éducation à l'hygiène et de soutenir la fourniture de matériel et d'équipements d'hygiène aux enfants des pays en voie de développement ne répondant pas aux normes d'hygiène et au niveau de vie. Pour ce faire, nous nous investirons surtout dans les activités de promotion du lavage des mains, d'échanges culturels entre enfants, les activités de soutien à la participation sociale des minorités sociales et dans d'autres activités connexes. Par ces actions, nous voulons contribuer à la réalisation d'un avenir radieux pour l'humanité en améliorant l'environnement sain des enfants qui seront responsables de l'avenir du monde et en favorisant l'épanouissement de leur diversité et de leur potentiel.

- 1 Activités pour la promotion de la santé, des soins et du bien-être social
- 2 Activités pour la protection de l'environnement
- 3 Activités de coopération internationale
- 4 Activités promouvant une croissance saine des enfants

L'association lancera les projets suivants de sorte à réaliser les objectifs susmentionnés.

- 1 Projets afférents à des activités spécifiques dont le but est non lucratif
 - (1) Projets visant à soutenir l'amélioration des conditions de vie liées à l'hygiène (toilettes au Vietnam, distribution de savons dans chaque pays etc.)
 - (2) Recherches sur les conditions de vie liées à l'hygiène (enquêtes, sondages...)
 - (3) Projets d'éducation pour l'amélioration des conditions de vie (aide à l'éducation et à la formation professionnelle, remises de livres BIBLO, dons de masques, théâtre de papier pour promouvoir le lavage des mains...)
 - (4) Projets de coopération internationale (exposition de dessins, échanges sur culture pour les enfants, et les contes et légendes ...)
 - (5) Projets visant la vulgarisation et la diffusion des informations relatives à l'éducation en vue de l'amélioration des conditions de vie et à la coopération internationale (bulletins de l'association, remerciements, bazars etc.)
 - (6) Autres activités visant à atteindre les objectifs de l'association (réserves de fonds etc.)

定款

特定非営利活動法人 手を洗おう会 aphw

2021年 3月 31日

特定非営利活動法人 手を洗おう会 aphpw

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 手を洗おう会 aphpw と称し、英文表記を Association for the Promotion of Hand-Washing APhw とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区玉堤1丁目18番35-405号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、開発途上国における衛生基準や生活水準を満たしていない子どもたちを対象として、手洗い推進活動を軸とする衛生教育および衛生資機材供給支援、児童文化交流活動、社会的マイノリティの社会参加支援活動、およびこれら3事業に関連する諸事業を柱とし、将来の世界を担って立つ子どもたちの健全な生育環境の改善により、子どもたちの持つ多様性と可能性の開花を促進し、人類の明るい未来の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 衛生に関する生活環境の改善支援事業
- (2) 衛生面に関する生活環境の調査研究事業
- (3) 生活環境改善教育事業
- (4) 国際協力事業
- (5) 生活環境改善教育および国際協力に関する普及啓発事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人を援助する個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければなら

ない。

- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付記した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することが出来る。

- (1) この定款等に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上18人以下
 - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長、1人以上4人以内を常務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表しその職務を総理する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、副理事長の補佐をし、副理事長に事故があるとき又は副理事長が欠けたときは、

副理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行する為に要した費用を弁償することが出来る。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を得て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種類とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算

- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務および報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。50条において同じ。）
- (9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回とする。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条の第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会する事は出来ない。

(総会の議決)

第27条 総会の議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長もしくは理事長が委任した副理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなくてはならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会の議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって、表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなくてはならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各項に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3カ月以内に理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において選定した者に帰属するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長がこれを定める。

附 則

- (1) この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- (2) この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

役職	氏名
理事長	古屋 典子
副理事長	内野 訓子
同上	杉浦 保子
常務理事	山田 順子
同上	村上 範子
理事	前田 一
同上	武井 悠美子
同上	永石 直子
同上	今井 弓
同上	北島 桂子
同上	三村 愛子
同上	志賀 まゆみ
同上	星 直代
同上	塩澤 圭子
同上	野村 舞衣
監事	高松 章二
監事	八田 拓三

- (3) この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。
- (4) この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成23年12月31日までとする。
- (5) この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- (6) この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる会費とする。

(入会金)

正会員 (個人・団体)	0円
賛助会員 (個人・団体)	0円

(年会費)

正会員 (個人・団体)	年額	3,000円
賛助会員 (個人・団体)	年額1口	3,000円 (1口以上)

この定款は、令和 3年 3月 31日から施行する。